

## 投資型年金保険

# ManuNext

変額個人年金保険(引出保証I型)



### 東京スター銀行からのご説明事項

- 「投資型年金保険マニネクスト」にご契約いただくか否かが、当行におけるお客さまの他のお取引に影響を及ぼすことは一切ありません。
  - 「投資型年金保険マニネクスト」はマニライフ生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険商品です。このため預金とは異なり、元本保証(※)はありません。また、預金保険制度の対象ではありません。
- ※ただし、所定の条件を満たした場合、受取総額はマニライフ生命保険株式会社により最低保証されます。

「ご契約の概要」「特に重要なお知らせ(注意喚起情報)」「ご契約のしおり/約款」「特別勘定のしおり」は、ご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等についてご説明しています。ご契約の際には必ず、ご一読のうえ大切に保存してください。

<「ご契約のしおり/約款」記載事項の例>

- クーリング・オフ(お申し込みの撤回)制度について
- 告知義務について
- 保険会社の責任開始期について
- 死亡給付金・死亡一時金をお支払いできない場合について
- 特別勘定および資産運用について
- 積立金について
- 諸費用について
- 解約および一部解約について

### ●保険契約の解除、無効について

- ・告知していただいた内容が事実と違っていた場合には、告知義務違反として保険契約を解除させていただくことがあり、死亡給付金等の支払事由が発生してもこれをお支払いできない場合があります。なお、保険契約を解除した場合、解約返戻金があればその金額をご契約者にお支払いします。
- ・保険契約の締結に際して詐欺の行為があった場合または不法取得目的で保険契約を締結されたものと認められる場合は、その保険契約を無効とし、受け取った保険料は払い戻ししません。詳細については「特に重要なお知らせ(注意喚起情報)」「ご契約のしおり/約款」を必ずご覧ください。

### ●「生命保険契約者保護機構」について

- ・マニライフ生命保険株式会社は「生命保険契約者保護機構」に加入しております。
- ・生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。
- ・なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

お問い合わせ先:「生命保険契約者保護機構」TEL. 03-3286-2820 ホームページ <http://www.seihohogo.jp/>

- 株式会社東京スター銀行は「投資型年金保険マニネクスト」の引受保険会社であるマニライフ生命保険株式会社の支払能力を保証するものではありません。

くわしくは、変額保険販売資格をもつ募集人にご相談ください。

株式会社東京スター銀行の担当者(生命保険募集人)はお客さまとマニライフ生命保険株式会社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申し込みに対してマニライフ生命保険株式会社が承諾したときに有効に成立します。また、変額個人年金保険(引出保証I型)の取り扱いは、生命保険募集人のうち、生命保険協会にて別途定められた規定に基づき変額保険販売資格を登録した募集人のみが取り扱いを行うことができます。

なお、お客さまが募集人の権限等および変額保険販売資格に関しまして、確認をご希望される場合は、ご遠慮なく下記照会先までご連絡ください。照会先:マニライフ生命 電話:0424-89-8112 お問い合わせ時間:月~金 9時~17時(祝日および12月30日~1月3日は休業とさせていただきます。)

(お問い合わせ、ご照会は)

募集代理店

(引受保険会社に関するお問い合わせは)

引受保険会社

## マニライフ生命保険株式会社

変額年金カスタマーセンター/0120-925-008

受付時間/月~金曜日 9時~17時

(祝日および12月30日~1月3日は休業とさせていただきます。)

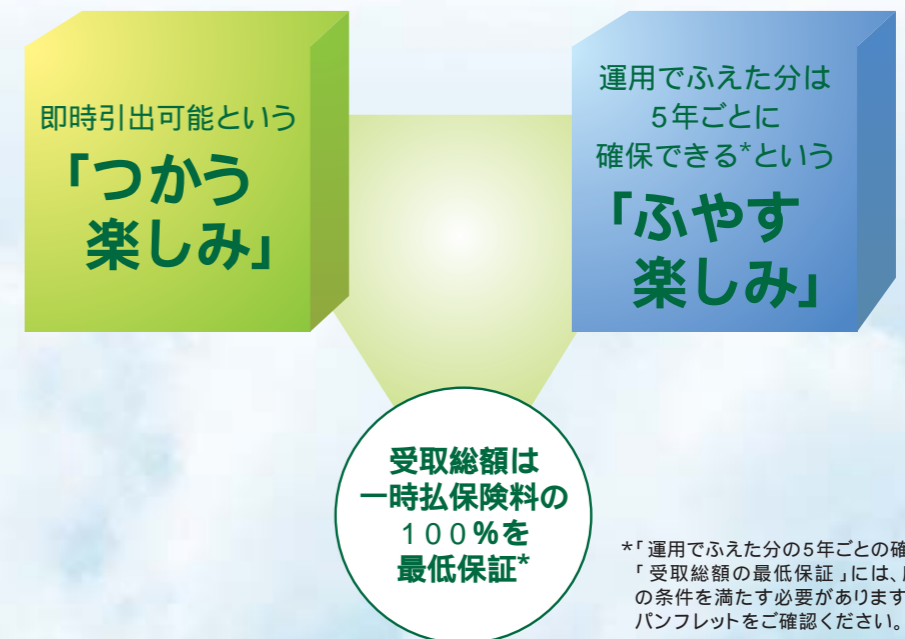
ホームページ/<http://www.manulife.co.jp>

# ManuNext

変額個人年金保険(引出保証I型)

# 楽しみながら ゆとりのセカンドライフへ。

未来への安心を手にしながら今の暮らしも存分に楽しむ。  
ついに夢を叶える時がきました。  
「つかう楽しみ」「ふやす楽しみ」。  
あなたの人生に2つの贈り物。  
マニユネクストをお役立てください。



## Contents

マニユネクストの概要	3
つかう楽しみ / 即時引出プラン	5
つかう楽しみ / ボーナスプラン	7
ふやす楽しみ / 基準引出金額のステップアップ	9
引出保証年額の受取総額を最低保証	10
特別勘定のラインアップ	11
年金受取方法について	13
定額の年金保険への変更について	15
死亡時のお取り扱いについて	16
諸費用および解約について	17
各種お取り扱いについて	19
税務上のお取り扱いについて	20
再度ご確認ください重要事項 / アフターサービス	21

## マニユライフ生命について

マニユライフ生命保険株式会社は、1887年カナダにて設立されたマニユライフ・ファイナンシャル社の日本法人として1999年4月に設立されました。

マニユライフ・ファイナンシャル社はカナダを本拠地として、世界19カ国・地域でグローバルに事業展開を行っております。

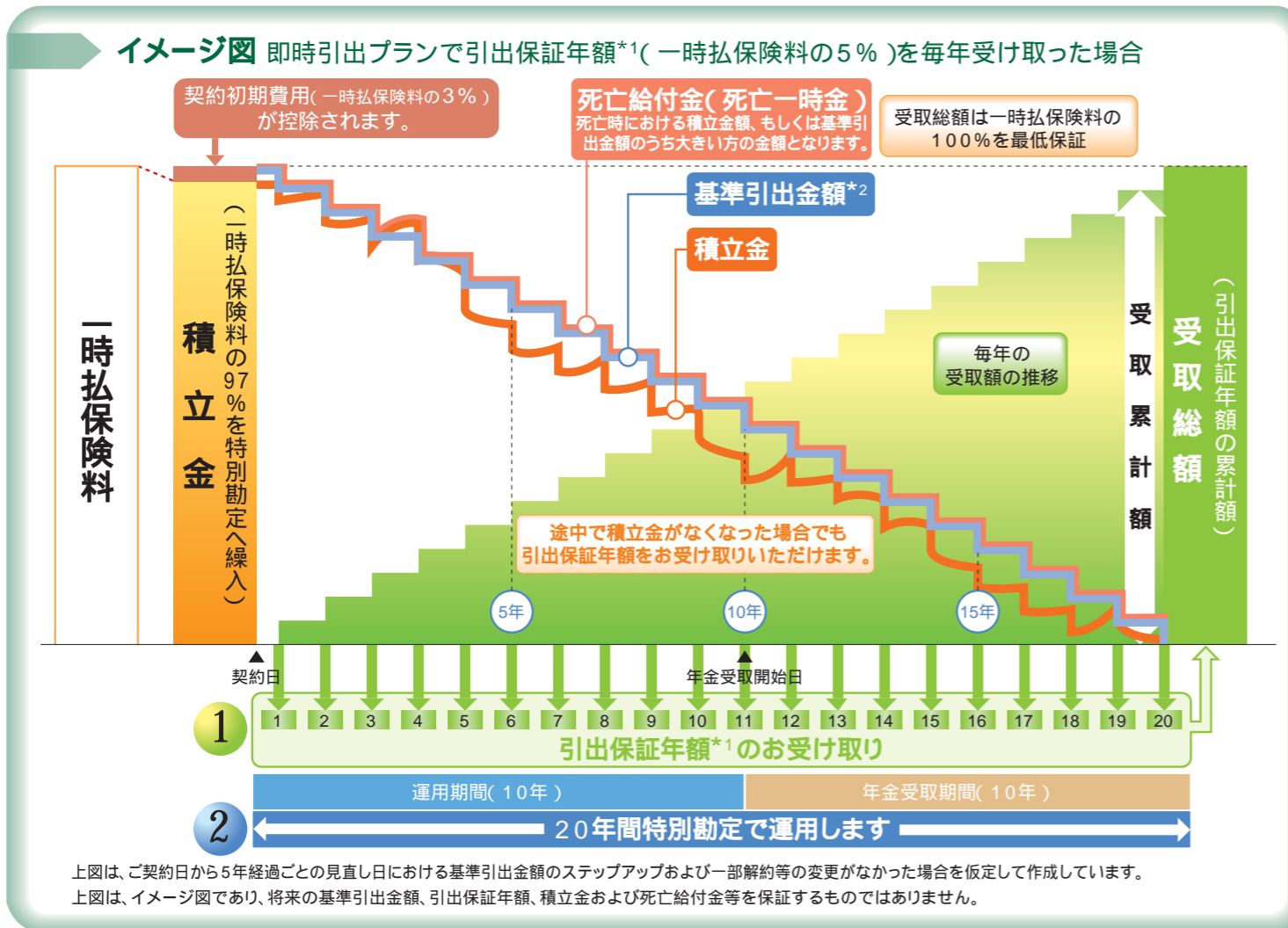
マニユライフ生命保険株式会社は、マニユライフ・ファイナンシャル社の1世紀以上にわたる商品開発や資産運用のノウハウを通じ、お客さまの変化するニーズに対応する生命保険商品を日本のお客さまに提供しております。

# 「つかう楽しみ」「ふやす楽しみ」

受取総額の最低保証および死亡保障は、所定の条件のもと、マニュアル生命が行います。本商品はクーリング・オフ制度の対象ではありません。

ManuNext

「即時引出可能」と「運用でふえた分は5年ごとに確保できる」という2つのポイントと受取総額の最低保証<sup>注)</sup>



## 1 即時引出可能という「つかう楽しみ」

ご契約時に A B どちらかのプランをご選択いただきます。

ご契約後のプラン変更はできません。

A 即時引出プラン → くわしくはP5,6をご覧ください。

ご契約初年度より、毎年一定額を引き出すことができます。

B ボーナスプラン → くわしくはP7,8をご覧ください。

ご契約日の5年経過後より、毎年一定額を引き出すことができます。

## 2 運用でふえた分は5年ごとに確保できるという「ふやす楽しみ」

→ くわしくはP9をご覧ください。

5年ごとにステップアップするチャンスがあります。

5年ごとの契約応当日末(見直し日)の積立金額が、基準引出金額<sup>\*2</sup>を上回った場合、基準引出金額がステップアップします(引出保証年額は基準引出金額がステップアップした割合と同じ割合で増加します)。

## 引出保証年額<sup>\*1</sup>の受取総額を最低保証<sup>注)</sup>

< 特別勘定年金<sup>\*3</sup>をご選択いただくことが最低保証の前提となります >

### A 即時引出プラン

受取総額は、一時払保険料の100%が最低保証されます。  
(ご契約日より、20年間のお受け取りとなります。)

### B ボーナスプラン

受取総額は、一時払保険料の105%が最低保証されます。  
(ご契約日の5年経過後より、20年間のお受け取りとなります。)

注) 最低保証されるための所定の条件や最低保証がなくなる(変更される)場合については、P10をご覧ください。

## 用語のご説明

### \*1 引出保証年額

1保険年度(契約応当日から1年間)に引き出すことのできる金額をいいます。ご契約当初は基準引出金額(一時払保険料)に5%を乗じた金額になります。ただし一部解約、ステップアップおよびボーナスの加算により、引出保証年額は変更されます。

%を乗じ

### \*2 基準引出金額

被保険者に万一のことがあった場合に死亡給付金として最低保証される金額です。また、引出保証年額の基準となる金額で、ご一時払保険料と同額ですが、引出保証年額のお受け取りや一部解約、ステップアップやボーナスの加算により、その金額は変更され

契約時は  
れます。

### \*3 特別勘定年金

年金受取期間中に、特別勘定で資産を運用する年金を特別勘定年金といいます。年金額は年金受取開始日前の引出保証年額と同額です。年金受取期間中に基準引出金額がステップアップした場合、年金額がステップアップしたのと同じ割合で増加します。なお年は、年金受取期間中、積立金の移転をすることができます。

額です。  
金受取人

本ページ以下では、特に記載がある場合を除き、受取総額が最低保証される特別勘定年金をご選択いただいたと仮定して作成しています。



▶ご契約初年度から毎年一定額を引き出すことができます。

即時引出プラン

ご契約初年度より毎年、引出保証年額(ご契約当初は一時払保険料の5%)をお受け取りいただけます。特別勘定年金をご選択いただくことにより、全期間(運用期間10年、年金受取期間10年、合計20年)を通じ、特別勘定で運用します。

ご契約日から5年経過ごとの契約応当日末の積立金額がその時点の基準引出金額を上回った場合、基準引出金額はステップアップします(引出保証年額は基準引出金額がステップアップした割合と同じ割合で増加します)。

引出保証年額の受取総額は、一時払保険料の100%が最低保証されます。

【受取方法】

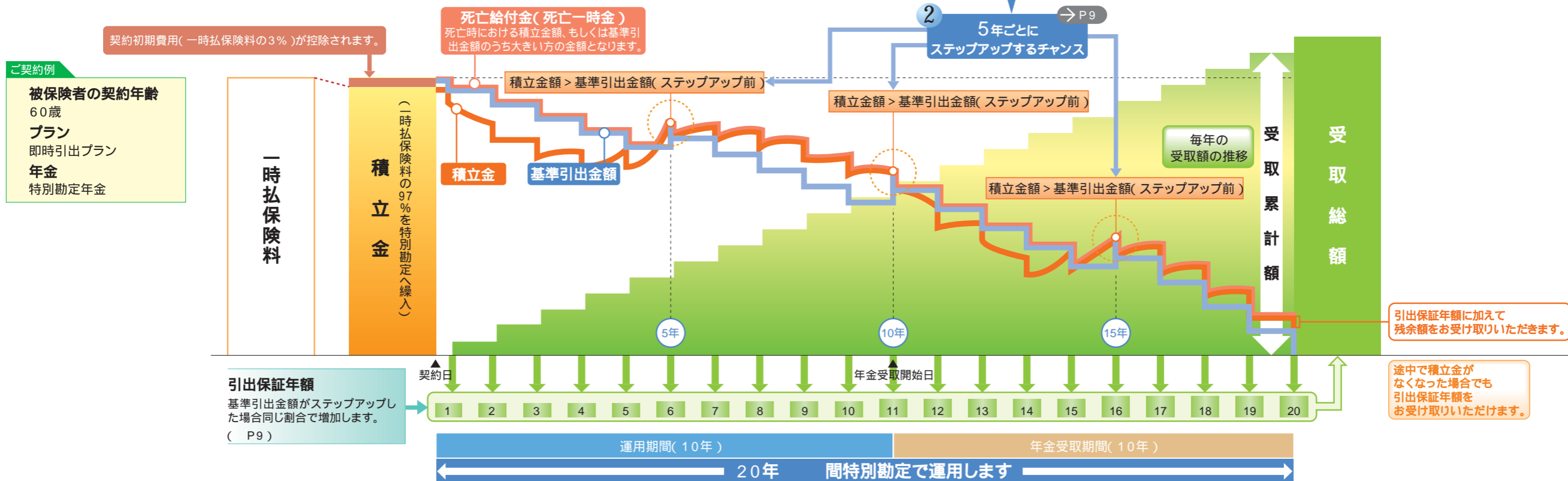
引出予約、任意引出の2通りの受取方法があります。回数、受取金額に以下の制限があります。

	回数	金額
引出予約	年1回、6回、12回のいずれか	引出保証年額をご指定いただいた回数で割った金額
任意引出	年12回まで	引出保証年額を上限に1円単位でご指定いただけます

1保険年度にお受け取りいただける回数は、12回までです。任意引出ならびに引出予約中に任意引出をした場合、引出保証年額から受取額を差し引いた残額を翌保険年度以降に繰り越す(引出保証年額とする)ことはできません。引出予約はご契約時および運用期間中に設定、変更することができます。引出予約をご選択いただき、運用期間中に任意引出を行った場合、引出予約は自動的に解除されます。再度引出予約を設定していただければ、翌保険年度から引出予約によるお受け取りを再開することができます。任意引出の場合、特別勘定繰入日の翌営業日から引き出しのご請求をすることができます。

イメージ図(運用が好調であった場合を想定してイメージ図を作成しています。)

(注)運用が不調であった場合、一部解約等の諸変更を行わなければ受取総額は一時払保険料の100%が最低保証されます(受取総額の最低保証がなくなる(変更される)場合についてくわしくは、P10をご覧ください)。



基準引出金額がステップアップするチャンスは最大で3回あります。5年ごとの契約応当日における積立金額が基準引出金額を上回った場合、基準引出金額がステップアップします(引出保証年額は基準引出金額がステップアップした割合と同じ割合で増加します)。見直し日における被保険者年齢が80歳を超えている場合、ステップアップはありません(くわしくは、P9をご覧ください)。

上図は運用が好調でご契約日から5年経過ごとに基準引出金額が3回ステップアップした場合を仮定して作成しています。また一部解約等の変更がなかったものと仮定しています。将来の基準引出金額、引出保証年額、積立金額および死亡給付金等を保証するものではありません。

最後の特別勘定年金受取時において、その年金の受取直前の積立金額または基準引出金額が引出保証年額を上回る場合(年金受取期間の最後5年分の積立金の運用益や引出保証年額未済のお受け取りがあった場合の引出保証年額の残余額等)、積立金または基準引出金額のいずれか大きい金額から最後の引出保証年額を差し引いた金額を加算してお受け取りいただけます。

運用が思わしくない場合(P10) 途中で積立金がなくなった場合でも、特別勘定年金をご選択いただくことを前提に、引出保証年額の受取総額は一時払保険料の100%が最低保証されます。ただし、解約した場合、解約返戻金はありません。

▶ ご契約日の5年経過後より毎年一定額を引き出すことができます。

ボーナスプラン

ご契約日より5年間、引き出しができない代わりに、5年経過後に一時払保険料の5%がボーナスとして基準引出金額に加算されます。

5年経過後の引出保証年額は、一時払保険料の105%(ボーナスが加算された金額)もしくは5年経過後の契約応当日末の積立金額のうち、大きい金額の5%となります。

特別勘定年金をご選択いただくことにより、全期間(運用期間10年、年金受取期間15年、合計25年)を通じ、特別勘定で運用します。

ご契約日から5年経過ごとの契約応当日末の積立金額がその時点の基準引出金額を上回った場合、基準引出金額はステップアップします(引出保証年額は基準引出金額がステップアップした割合と同じ割合で増加します)。

引出保証年額の受取総額は一時払保険料の105%が最低保証されます。

【受取方法】

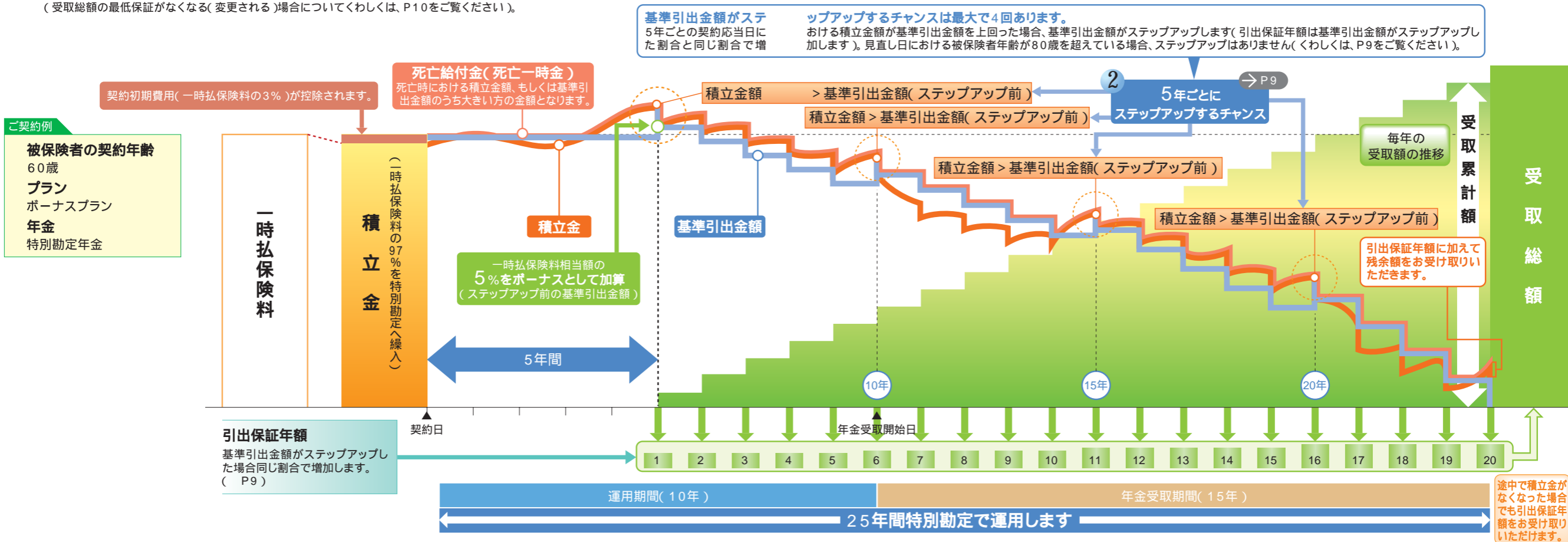
ご契約日の5年経過後から、引出予約、任意引出の2通りの受取方法があります。回数、受取金額に以下の制限があります。

	回数	金額
引出予約	年1回、6回、12回のいずれか	引出保証年額をご指定いただいた回数で割った金額
任意引出	年12回まで	引出保証年額を上限に1円単位でご指定いただけます

1保険年度にお受け取りいただける回数は、12回までです。  
任意引出ならびに引出予約中に任意引出をした場合、引出保証年額から受取額を差し引いた残額を翌保険年度以降に繰り越す(引出保証年額とする)ことはできません。  
引出予約はご契約時および運用期間中に設定、変更することができます。  
引出予約をご選択いただき、運用期間中に任意引出を行った場合、引出予約は自動的に解除されます。再度引出予約を設定していただければ、翌保険年度から引出予約によるお受け取りを再開することができます。  
任意引出の場合、ご契約日の5年経過後から引き出しのご請求をすることができます。

イメージ図(運用が好調であった場合を想定してイメージ図を作成しています。)

(注)運用が不調であった場合、一部解約等の諸変更を行わなければ受取総額は一時払保険料の105%が最低保証されます(受取総額の最低保証がなくなる(変更される)場合についてくわしくは、P10をご覧ください)。



基準引出金額がステップアップするチャンスは最大で4回あります。  
おける積立金額が基準引出金額を上回った場合、基準引出金額がステップアップします(引出保証年額は基準引出金額がステップアップし加します)。見直し日における被保険者年齢が80歳を超えている場合、ステップアップはありません(くわしくは、P9をご覧ください)。

運用が思わしくない場合( P10 )

途中で積立金がなくなった場合でも、特別勘定年金をご選択いただくことを前提に、引出保証年額の受取総額は一時払保険料の105%が最低保証されます。ただし、解約した場合、解約返戻金はありません。

上図は運用が好調でご契約日から5年経過ごとに基準引出金額が4回ステップアップした場合を仮定して作成しています。また一部解約等の変更がなかったものと仮定しています。将来の基準引出金額、引出保証年額、積立金額および死亡給付金等を保証するものではありません。

最後の特別勘定年金受取時において、その年金の受取直前の積立金額または基準引出金額が引出保証年額を上回る場合(年金受取期間の最後5年分の積立金の運用益や引出保証年額未満のお受け取りがあった場合の引出保証年額の残余額等)、積立金または基準引出金額のいずれか大きい金額から最後の引出保証年額を差し引いた金額を加算してお受け取りいただけます。



# 2 ふやす楽しみ 基準引出金額のステップアップ

▶ 運用でふえた分は5年ごとに確保できます。

ご契約日から5年経過ごとの契約応当日末(見直し日)の積立金額が、その時点の基準引出金額を上回った場合、基準引出金額はステップアップします(見直し日一時点での比較となります)。

基準引出金額のステップアップが行われた場合、引出保証年額は、基準引出金額がステップアップした割合と同じ割合で増加します(下記の算式をご参照ください)。

ボーナスプランの場合、ご契約日から5年経過後の契約応当日末の基準引出金額はつぎのいずれか大きい金額となります。

- 一時払保険料の105%\*
- 5年経過後の契約応当日末の積立金額

\*ご契約日から5年経過後の契約応当日末の基準引出金額は一時払保険料の105%となります。ただし、ご契約日から5年以内の引き出しは一部解約扱いとなり、その場合、見直し後の基準引出金額の105%となります(一部解約時の基準引出金額の見直し方法については、P18をご覧ください)。

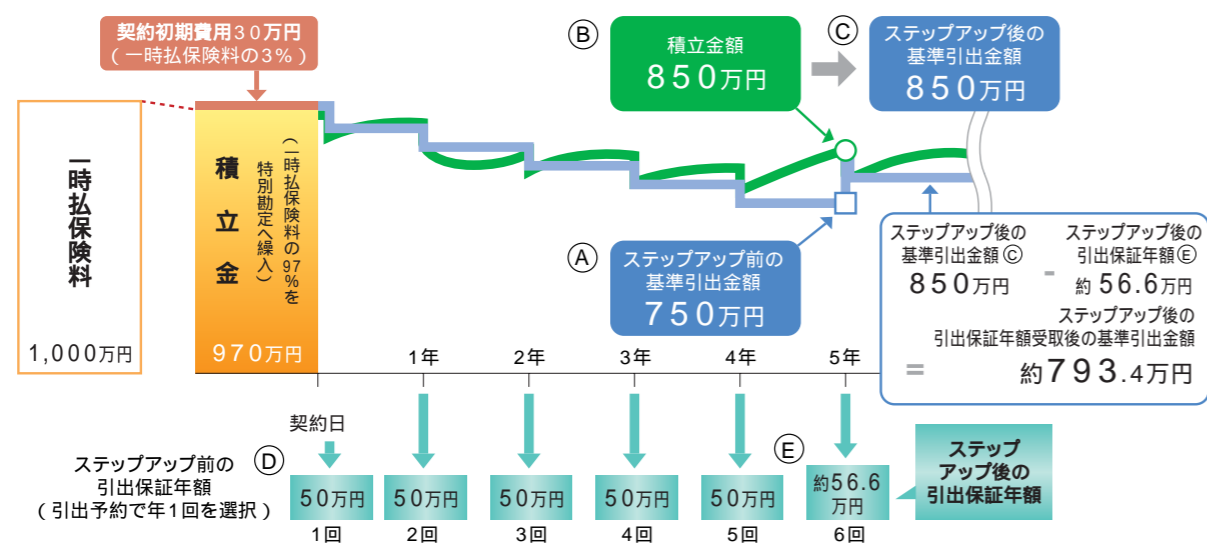
基準引出金額のステップアップは、見直し日における被保険者年齢が80歳に到達するまでとします(見直し日における年齢が80歳を超えている場合、ステップアップはありません)。ご契約時の被保険者年齢により、ステップアップするチャンスがある回数は、下の表のとおりとなります。

基準引出金額のステップアップするチャンスがある回数:(特別勘定年金を選択した場合)  
(一般勘定年金を選択した場合は、ステップアップするチャンスは1回のみとなります)

ご契約時の被保険者年齢*	即時引出プラン	ボーナスプラン
0~60歳	3回	4回
61~65歳	3回	3回
66~70歳	2回	2回
71~75歳	1回	1回

\*被保険者契約年齢について...ご契約時の被保険者年齢は、1年未満の端数について6ヵ月以下のときは切り捨て、6ヵ月を超える場合は切り上げます。例えば50歳7ヵ月の場合は51歳となります。

(積立金額が5年経過後の契約応当日末に基準引出金額を上回った場合の例)

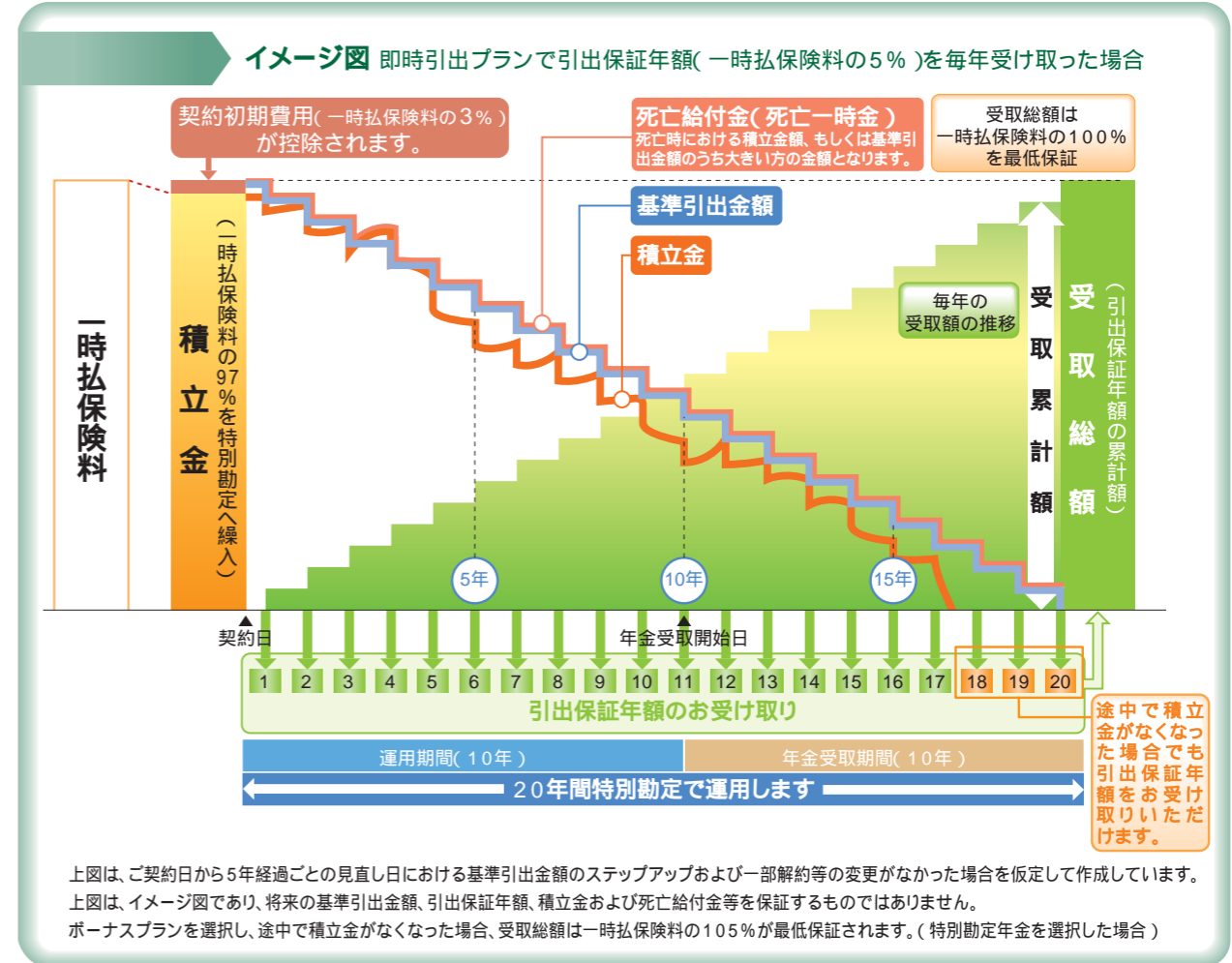


5年後の契約応当日末の積立金額(図B)が基準引出金額(図A)を上回っている場合、積立金額(図B)と同額まで基準引出金額がステップアップします(図C)。

$$\text{ステップアップ後の引出保証年額} \approx 56.6 \text{万円(図E)} = \text{ステップアップ前の引出保証年額} \approx 50 \text{万円(図D)} \times \frac{\text{ステップアップ後の基準引出金額} \approx 850 \text{万円(図C)}}{\text{ステップアップ前の基準引出金額} \approx 750 \text{万円(図A)}}$$

# 引出保証年額の受取総額を最低保証

特別勘定年金をご選択いただくことを前提に、引出保証年額の受取総額は、即時引出プランの場合は一時払保険料の100%、ボーナスプランの場合は同105%が最低保証されます。



## ご契約時の受取総額の最低保証がなくなる(変更される)場合

- 一部解約(引出保証年額を超えるお受け取り)もしくは、年12回を超えるお受け取り)時の積立金額が基準引出金額を下回っている場合( P18 )
- 一般勘定年金(確定年金、保証期間付終身年金等)の年金受取方法を選択した場合( P14 )
- 運用期間中に定額の年金保険に変更した場合( P15 )
- ご契約を解約(全額の解約)した場合
- ボーナスプランをご選択いただいた場合で、ご契約日から5年以内に一部解約した場合

引出保証年額は年毎に決められており、当該保険年度に引き出しがなかった場合でも、翌保険年度以降には繰り越されません(1年間引き出しなかった分を2年目に引き出しできる訳ではありません)のでご注意ください。なお一部解約した場合、基準引出金額が減額されるため、被保険者がお亡くなりになった際の死亡給付金についても、それまでの受取総額との合計が一時払保険料を下回る可能性がありますのでご注意ください。

▶ 3つの特別勘定の中から、1つまたは2つ以上の組み合わせを1% 単位で自由にお選びいただけます。

3つのグローバル・ポートフォリオはリスクを抑え、より高いリターンを目指します。

[運用会社:エムエフシー・グローバル・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社]

特別勘定名	特別勘定の運用方針	株式・債券比率	
グローバル・ポートフォリオ 15	主として日本株式、外国株式、日本債券および外国債券に分散投資します。価格変動リスクと為替変動リスクに配慮し、資産価値の変動の大きい資産の組み入れをより抑えた国際分散投資を行います。為替変動リスクについては、原則としてヘッジします。	日本株式	約15%
		外国株式	
		日本債券	約85%
		外国債券	
グローバル・ポートフォリオ 25	主として日本株式、外国株式、日本債券および外国債券に分散投資します。価格変動リスクと為替変動リスクに配慮し、資産価値の変動の大きい資産の組み入れを抑えた国際分散投資を行います。為替変動リスクについては、原則としてヘッジします。	日本株式	約25%
		外国株式	
		日本債券	約75%
		外国債券	
グローバル・ポートフォリオ 35	主として日本株式、外国株式、日本債券および外国債券に分散投資します。価格変動リスクと為替変動リスクに配慮し、資産価値の変動の大きい資産と小さい資産をバランスさせた国際分散投資を行います。為替変動リスクについては、原則としてヘッジします。	日本株式	約35%
		外国株式	
		日本債券	約65%
		外国債券	

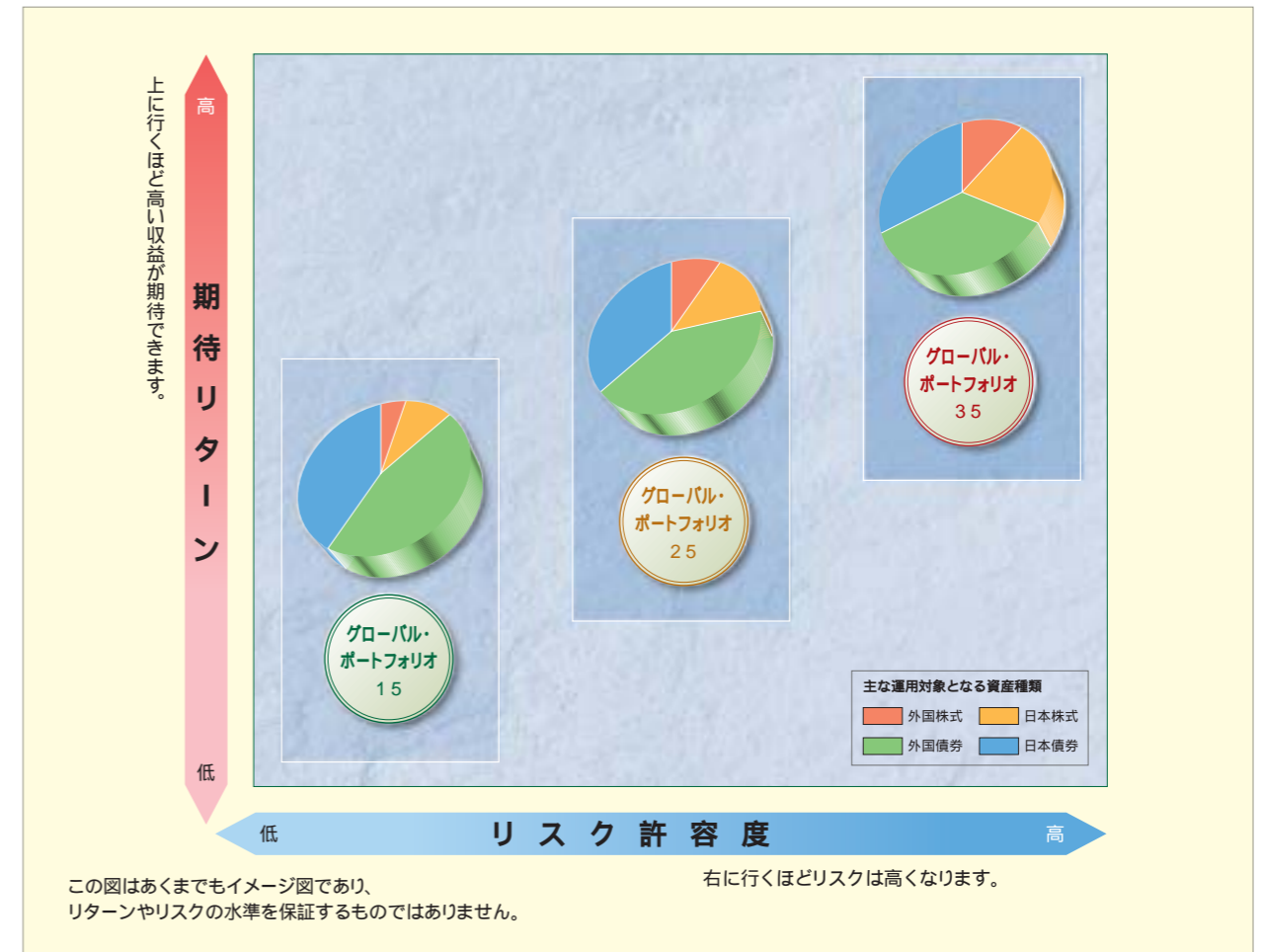
(2006年4月現在)

現在の基本資産配分比率については「特別勘定のしおり」をご覧ください。なお、基本資産配分比率は、今後変更することがあります。特別勘定および特別勘定の運用方針は、今後変更することがあります。ご契約者は特別勘定資産の運用方法について、一切の指図はできません。特別勘定には、各種支払やスイッチング等の異動に備え、一定の現預金等を保有することがあります。各特別勘定および注意事項の詳細については「特別勘定のしおり」「特に重要なお知らせ(注意喚起情報)」「ご契約のしおり/約款」などを必ずご覧ください。

特別勘定名	費用	
	運用関係費	保険関係費
グローバル・ポートフォリオ 15	年率 0.36%	年率 2.09%
グローバル・ポートフォリオ 25	年率 0.37%	年率 2.32%
グローバル・ポートフォリオ 35	年率 0.38%	年率 2.51%

保険関係費...受取総額の最低保証および死亡保障のための費用、ご契約の維持等に必要の費用です。  
運用関係費...特別勘定の運用にかかわる費用で、特別勘定の投資対象となる投資信託の信託報酬等が含まれます。  
また、運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により将来変更する可能性があります。

投資スタイルにあわせて選べる3つの特別勘定

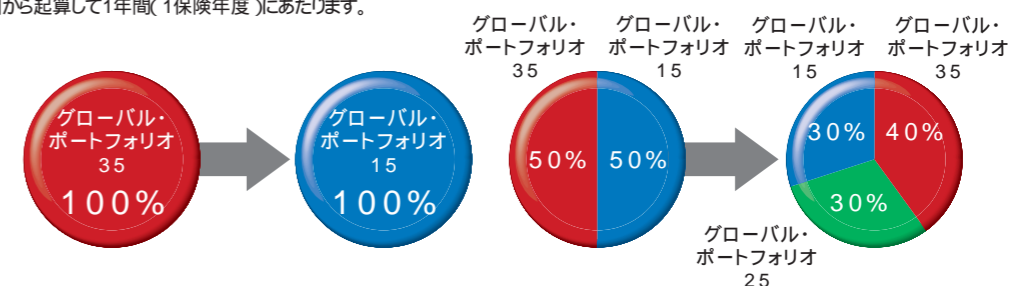


## スイッチングについて 金融市場や投資スタイルの変化に柔軟に対応できます

ご契約後も、運用期間中はご自身の判断で自由に積立金の全部あるいは一部を移転(スイッチング)できます。年間12回までのスイッチングには手数料がかかりません。

スイッチングの最低申込金額は1万円とし、1円単位または1%単位でスイッチングできます。ただし、特別勘定の積立金残高からスイッチング手数料を差し引いた金額が1万円未満となる場合は、その金額をスイッチングの最低申込金額とします。年間とは契約応当日から起算して1年間(1保険年度)にあたります。

スイッチング例  
積立金の全部  
あるいは一部を  
スイッチング





## 年金受取方法について

- ▶ご契約日から10年経過後より年金をお受け取りいただけます。  
年金の受取方法は特別勘定年金、確定年金、保証期間付終身年金(夫婦年金)からご選

択いただけます。また年金の受取方法は年金受取開始日の前日まで変更できます。

### 特別勘定年金

特別勘定年金は、特別勘定での運用を継続しながら、引出保証年額相当額を年金としてお受け取りいただく方法です。

特別勘定年金の年金受取期間中は、特別勘定での運用が継続されること、死亡時の最低保証(基準引出金額)があることから、保険関係費および運用関係費がかかります。  
(くわしくは、P11をご覧ください。)

即時引出プランおよびボーナスプランにおける年金額、年金受取期間は、下の表のとおりです。

	年金額	年金受取期間
即時引出プラン	引出保証年額*	10年
ボーナスプラン	(5年ごとにステップアップするチャンスがあります)	15年

\*5年ごとの契約応当日における積立金額が基準引出金額を上回った場合、基準引出金額がステップアップします(引出保証年額は、基準引出金額がステップアップした割合と同じ割合で増加します)。見直し日における被保険者年齢が80歳を超えている場合、ステップアップはありません。

#### 年金受取期間中に特別勘定年金を解約した場合のお取り扱いについて

ご契約の全額を解約して解約返戻金を受け取ることができます  
(一部解約のお取り扱いはありません)。

解約返戻金額は、解約計算基準日(マニュアル生命の当社がご請求を受け付けた日の翌営業日)の積立金額となります。解約計算基準日に積立金額がない場合、解約返戻金額はありません。

年金受取期間中に解約した場合、受取総額の最低保証はありません。

#### 「特別勘定年金」「一般勘定年金」年金受取期間中のおもな差異

	特別勘定年金	一般勘定年金
受取総額保証	あり	なし
年金額	引出保証年額*1 (5年ごとにステップアップするチャンスがあります)	年金受取開始日前日の積立金額をもとに計算された金額
運用	特別勘定にて運用	一般勘定にてマニュアル生命が定める率で運用
費用	保険関係費、運用関係費(P11ご参照)	年金管理費(受取年金額の1%)
死亡時の最低保証	あり(基準引出金額)	なし*2

\*1 最後の特別勘定年金の受取時において、その年金の受取直前の積立金額または基準引出金額が引出保証年額を上回る場合、積立金額または基準引出金額のいずれか大きい金額から最後の引出保証年額を差し引いた金額を加算して受け取ることができます。

\*2 保証期間(確定年金は年金受取期間)の残存期間に対する年金額の現価または、年金の継続受取をお選びいただけます。

### 一般勘定年金(確定年金、保証期間付終身年金 夫婦年金)

受取総額の最低保証はありません。年金受取開始日\*の前日末の積立金額を年金原資として、以下の方法でお受け取りいただくことができます。

\*年金受取開始日は運用期間満了日の翌日となります。

年金受取時に受取年金額の1%の年金管理費がかかります。

(特別勘定年金と異なり、保険関係費および運用関係費はかかりません。特別勘定年金とのおもな違いについては、P13の表をご参照ください。)

#### 確定年金 年金受取期間(5年・10年・15年・20年・25年・30年)

一定期間にわたって、年金を受け取ることができます。

年金受取開始年齢は10歳～85歳までの全年齢です。

年金受取期間は5年～30年(5年きざみ)の中から選択できます。

#### 保証期間付終身年金 保証期間(10年・15年・20年・25年・30年)

被保険者が生存されている限り、年金を受け取ることができます。

年金受取開始年齢は50歳～85歳までの全年齢です。

保証期間は10年～30年(5年きざみ)の中から選択できます。

#### 夫婦年金 [保証期間は、保証期間付終身年金と同様です。年金受取時に選択できます。]

ご夫婦(被保険者とその配偶者)どちらか一方が生存されている限り、年金を受け取ることができます。

年金受取開始年齢は50歳～85歳までの全年齢です。

保証期間は10年～30年(5年きざみ)の中から選択できます。

夫婦年金は、被保険者とその配偶者の年齢差が15歳以内の場合のみ選択できます。

年金受取開始日におけるマニュアル生命の定める率により計算された年金額が5万円に満たない場合は年金での支払いは行わず、年金受取開始日の前日末の積立金額を一時金でお支払いします。また、年金額が3,000万円を超える場合は、3,000万円を年金額とし、年金額3,000万円を基準としてマニュアル生命の定める率により計算された年金原資を超える部分については当該部分を一時金でお支払いします。

#### 年金の一括受取

年金受取人のお申し出により、年金受取開始後に保証期間(確定年金は年金受取期間)の残存期間に対する年金額の現価を一括して受け取ることができます。

なお、保証期間付終身年金・夫婦年金を選択し、年金受取開始後に一括受取をした場合で、保証期間終了後に被保険者が生存されている場合は年金受取が再開されます。



# 定額の年金保険への変更について

## 定額の年金保険への変更

ご契約日から5年以上経過後かつ10年未満(年金受取開始日前)であれば、変更時の積立金額\*をもとに定額の年金保険へ変更することができます。

\*基準引出金額ではありません。

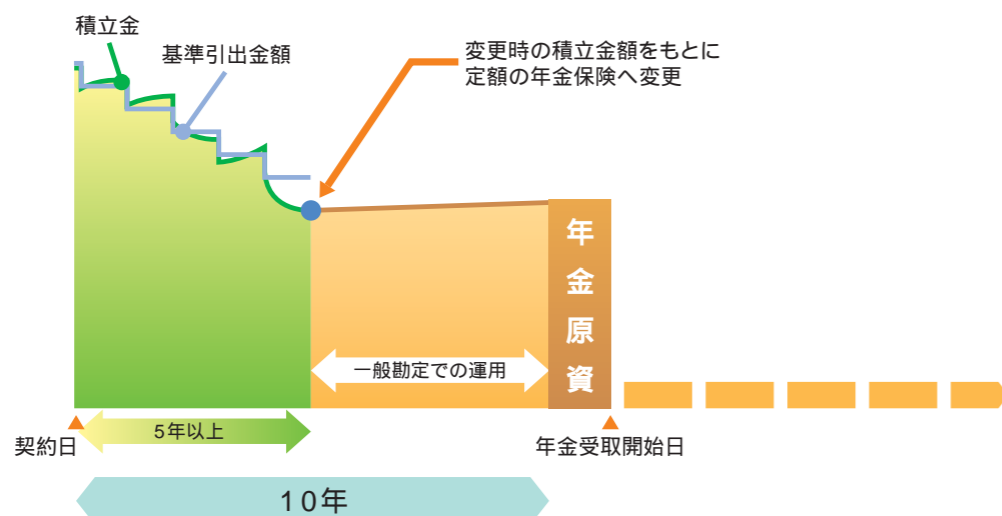
特別勘定年金をご選択いただいている場合は、定額の年金保険へ変更する際に一般勘定年金( P14 )の中から年金種類をご選択いただきます。また、一般勘定年金をご選択いただいている場合は、定額の年金保険へ変更した後も、年金種類・期間・年金受取開始日は変更前と同様です。ただし年金受取開始日前までに所定の範囲内で年金種類・年金受取期間を変更することができます。

### 定額の年金保険への変更に関する注意事項

- ・定額の年金保険に変更した場合、受取総額の最低保証はなくなります。
- ・定額の年金保険への変更は、マニユライフ生命の本社がご請求を受け付けた日の翌営業日の積立金額(解約返戻金相当額)にもとづき行います。
- ・変更後は特別勘定による運用を行いません。また、再度特別勘定で運用することはできません。
- ・変更した部分の年金額が5万円未満となる場合には、定額の年金保険への変更はお取り扱いできません。

くわしくは「ご契約のしおり/約款」をご覧ください。

### 定額の年金保険への変更イメージ



# 死亡時のお取り扱いについて

## 運用期間中と年金受取期間中のお取り扱い

運用期間中	年金受取期間中	
	特別勘定年金	一般勘定年金
死亡給付金 つぎのいずれか大きい額をお支払いします。 ・死亡日の積立金額 ・死亡日の基準引出金額	死亡一時金 つぎのいずれか大きい額をお支払いします。 ・死亡日の積立金額 ・死亡日の基準引出金額	つぎのいずれかからご選択いただけます。 ・保証期間(確定年金の場合は年金受取期間)の年金現価の受け取り ・残存期間の年金の継続受取

## 遺族年金特約

年金種類は、確定年金(5・10・15・20・25・30年)です。

運用期間中に被保険者がお亡くなりになった場合、死亡給付金の全部または一部を年金基金とし、死亡給付金受取人が年金として受け取ることができます。

この特約は、被保険者生存時は契約者の、被保険者がお亡くなりになった後、死亡給付金が支払われる前は死亡給付金受取人のお申し出により付加できます。

死亡給付金が支払われた後に、この特約を付加することはできません。

年金受取期間中は受取年金額の1%の年金管理費がかかります。

契約者と被保険者が同一人かつ死亡給付金受取人が相続人の契約で、この特約を被保険者生存中に付加した際の、死亡給付金の相続財産の評価額の算出方法はつぎのようになります。

・年金受給権の評価額を計算します。(相続税法第24条)

・その評価額と他の生命保険金を合算した金額から、保険金の非課税限度額を差し引きます。(相続税法第12条)

この特約を被保険者がお亡くなりになった後、死亡給付金が支払われる前に付加した場合、(相続税法第24条)「年金受給権の評価」は適用されず、(相続税法第12条)「保険金の非課税限度額」のみ適用されます。

### 「遺族年金特約」の税務上のお取り扱い

契約者	被保険者	死亡給付金受取人	死亡給付金支払事由発生時の課税	遺族年金受取時の課税
本人	本人	配偶者または子	(相続税法第24条)「年金受給権の評価」での評価額に対して相続税非課税限度額(相続税法第12条)あり	所得税(雑所得) + 住民税
本人	配偶者(子)	子(配偶者)	(相続税法第24条)「年金受給権の評価」での評価額に対して贈与税	

被保険者死亡時に(相続税法第24条)「年金受給権の評価」が適用されるためには、被保険者生存中に遺族年金特約を付加する必要があります。

遺族年金特約に関する注意事項等、くわしくは「ご契約のしおり/約款」をご覧ください。

税務上のお取り扱いについては、2006年4月現在の内容であり、今後変更される可能性があります。個別の税務等の詳細については税務署や税理士等、専門家にご確認ください。

# 諸費用および解約について

## 諸費用

### 契約初期費用(すべてのご契約者さまにご負担いただく費用)

#### 契約初期費用

一時払保険料の3%

一時払保険料の3%を契約初期費用としてご契約時に一時払保険料から控除し、控除後の金額を特別勘定に繰り入れます。保険契約の締結等に必要の費用です。

ただし、ご契約日から10日以内に解約書類をマニユライフ生命が受け付けた場合の解約については、受け付けた日の翌営業日の積立金額に契約初期費用を加えた金額をお支払いします。

### 保険関係費と運用関係費(すべてのご契約者さまにご負担いただく費用)

保険関係費と運用関係費は、積立金が特別勘定で運用されている間、各特別勘定の積立金から、積立金に下記年率の1/365を乗じた金額を毎日控除します。

特別勘定年金をご選択いただいた場合は、特別勘定年金の年金受取期間中も控除します。

	グローバル・ポートフォリオ15	グローバル・ポートフォリオ25	グローバル・ポートフォリオ35
保険関係費	年率2.09%	年率2.32%	年率2.51%
運用関係費	年率0.36%	年率0.37%	年率0.38%

保険関係費...受取総額の最低保証および死亡保障のための費用、ご契約の維持等に必要の費用です。

運用関係費...特別勘定の運用にかかわる費用で、特別勘定の投資対象となる投資信託の信託報酬等が含まれます。また、運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により将来変更する可能性があります。

### スイッチング手数料(特定のご契約者さまにご負担いただく費用)

年間12回までのスイッチングは無料で行えます。

年間12回を超えるスイッチングについては、スイッチング手数料として1回につき2,500円を移転元の積立金から控除します。

年間とは契約応当日から起算して1年間(1保険年度)をさします。

### 年金管理費(特定のご契約者さまにご負担いただく費用)

特別勘定年金を除く、年金(遺族年金を含む)受取期間中にかかる費用です。

受取年金額の1%を、年金管理費として控除します。

## 解約(全額の解約)

運用期間中にご契約を解約して、解約返戻金をお受け取りいただけます。ただし、ご契約を解約した場合、その保険の持つ効力はすべて失われます。その場合、受取総額の最低保証はありません。

解約返戻金は、特別勘定の運用実績によって毎日変動(増減)します。解約返戻金には最低保証がありませんので、受取総額は一時払保険料を下回ることがあります。

解約返戻金額は、解約計算基準日(マニユライフ生命の当社がご請求を受け付けた日の翌営業日)における積立金額です(基準引出金額ではありません)。また、運用期間中および特別勘定年金の年金受取期間中に積立金がなくなった場合の解約については、解約返戻金はありません。

## 一部解約

運用期間中にご契約を一部解約して解約返戻金を受け取ることができます。ただし、一部解約した場合(ボーナスプランをご選択いただいた場合で、ご契約日から5年以内に解約した場合も含む)受取総額の最低保証が変更される場合があります。

【一部解約とはつぎのいずれかの場合です。】

- ・引出保証年額を超えるお受け取り
- ・1保険年度に12回を超えるお受け取り

【一部解約後の基準引出金額】

と のいずれか小さい方の額となります。

一部解約時の基準引出金額 - 一部解約額

一部解約時の積立金額 - 一部解約額

一部解約をする場合、積立金はすべての特別勘定から同一の割合で減額されます。

一部解約後の基準引出金額が50万円未満となる場合は、一部解約をお取り扱いできません。

ボーナスプランをご選択いただき、ご契約日から5年以内に引き出しを行った場合も一部解約となります。その場合、ご契約日から5年経過後の契約応当日末のステップアップは、一部解約後の基準引出金額の105%かその時の積立金額どちらか大きい金額となります。

## クーリング・オフ(ご契約のお申し込みの撤回)制度について

クーリング・オフ(お申し込みの撤回)制度の対象ではありません。

マニユネクストは、一時払保険料の払込方法をマニユライフ生命の指定した銀行口座への振り込みに限定しております。お申し込みにあたっては、お客さまが十分ご検討のうえ、自発的な意思によりお申し込みをされるとともに一時払保険料をお振り込みされたときとなりますので、保険契約のお申し込みを撤回することはできません。

ただし、ご契約日から10日以内に解約書類をマニユライフ生命が受け付けた場合の解約については、受け付けた日の翌営業日の積立金額に契約初期費用を加えた金額をお支払いします。

# 各種お取り扱いについて

## ご契約条件等について

被保険者契約年齢*	0歳～75歳
保険料のお取り扱い	1被保険者あたり200万円以上5億円以下(1円単位)
保険料の払込方法	一時払のみ
年金の種類と年金受取開始年齢	特別勘定年金...10歳～85歳まで 確定年金...10歳～85歳まで 保証期間付終身年金(夫婦年金)...50歳～85歳まで
運用期間 ご契約日から年金受取開始日の前日までの期間	10年
年金受取人	契約者または被保険者
告知について	申込時に書面で職業等について正しくお知らせください。
保障の責任開始日	マニライフ生命がご契約をお引き受けすると承諾したときは、一時払保険料のお払い込みと告知がともに完了した日にさかのぼり、ご契約上の責任を負い、責任開始の日を契約日とします。
クーリング・オフ	クーリング・オフ(お申し込みの撤回)制度の対象ではありません。 ただし、ご契約日から10日以内に解約書類をマニライフ生命が受け付けた場合は、積立金額に契約初期費用を加えた金額をお支払いします。

### \*被保険者契約年齢について

ご契約時の被保険者年齢は、1年未満の端数について6ヵ月以下のときは切り捨て、6ヵ月を超える場合は切り上げます。例えば、50歳7ヵ月の場合は51歳となります。

## 契約者配当金

特別勘定での運用期間中は、配当金はありません。

一般勘定年金(確定年金、保証期間付終身年金等)の年金受取期間中および定額の年金保険への変更後は、5年ごとに利差配当\*を行います。特別勘定年金に配当金はありません。

\*年金原資についてはマニライフ生命が運用を行い、その運用成果(利差)により剰余金が生じた場合、配当金をお支払いします。ただし運用実績によっては配当金がない場合があります。

## 契約者貸付

お取り扱いはありません。

## 増額

お取り扱いはありません。

## 運用期間中と年金受取期間中のおもなお取り扱い

	運用期間	年金受取期間(特別勘定年金)
分割での受け取り	可能(年1回、6回、12回から選択引出予約)	可能(年1回、6回、12回から選択年金受取回数指定)
任意引出	可能	不可
一部解約	可能	不可(全額の解約となります)
定額の年金保険への変更(P15)	可能	不可
年金受取方法の変更(一般勘定年金への変更 P14)	可能	不可

運用期間とは、年金受取開始日(10年後の契約応当日)の前日までの期間をさします。

# 税務上のお取り扱いについて

## ご契約時

お払い込みいただいた一時払保険料は、お払い込みいただいた年の生命保険料控除の対象となります。他の生命保険料と合算し、一定額までその年の所得から控除されます。

個人年金保険料控除の対象とはなりません。  
一時払のため、契約初年度のみの適用となります。

## 「運用期間中」の税務上のお取り扱い

### 引出保証年額受取時の課税(差益のある場合)

	年金の種類	ご契約後5年以内のお受け取り	ご契約後5年超のお受け取り
引出予約による受け取り時	特別勘定年金	20%源泉分離課税	所得税(雑所得)+住民税
	確定年金		
任意引出による受け取り時	保証期間付終身年金	所得税(雑所得)+住民税	
	特別勘定年金	20%源泉分離課税	所得税(一時所得)+住民税
	確定年金		
	保証期間付終身年金	所得税(一時所得)+住民税	

一部解約の場合(引出保証年額を超えるお受け取り、もしくは1保険年度に12回を超えるお受け取りをした場合)については、任意引出によるお受け取りと同じお取り扱いとなります。

### ご契約の全額を解約した時の差益に対する課税

お選びいただいている年金の種類	ご契約後5年以内の解約	ご契約後5年超の解約
特別勘定年金	20%源泉分離課税	所得税(一時所得)+住民税
確定年金		
保証期間付終身年金	所得税(一時所得)+住民税	

### 死亡給付金受取時の課税

契約者	被保険者	死亡給付金受取人	課税の種類
本人	本人	配偶者または子	相続税
本人	配偶者または子	本人	所得税(一時所得)+住民税
本人	配偶者(子)	子(配偶者)	贈与税

死亡給付金受取人が相続人の場合、他の生命保険金と合算して「50万円×法定相続人数」が非課税扱となります。(相続税法第12条)法定相続人には、相続を放棄した人も含まれます。

## 「年金受取期間中」の税務上のお取り扱い

年金の種類	年金受取の場合	年金を一括で受け取る場合
特別勘定年金	所得税(雑所得)+住民税	解約時*の課税の種類は
確定年金		所得税(一時所得)+住民税
保証期間付終身年金(夫婦年金)		所得税(雑所得)+住民税

\*特別勘定年金は年金受取開始時または、開始後に年金を一括で受け取ることはできませんが、ご契約の全額を解約して解約返戻金を受け取ることができます。

ご契約者と年金受取人が異なる場合、年金受取開始時に年金受給権の評価額に対して贈与税が課税されます。

一時所得について 他の一時所得と合算して年間50万円までは特別控除により非課税となります。  
50万円を超える部分についてはその2分の1の金額が他の所得と合算して総合課税されます。

**一時所得の課税対象額 = { 収入 - 必要経費(一時払保険料等) - 特別控除(50万円) } × 1/2**

税務上のお取り扱いについては、2006年4月現在の内容であり、今後変更される可能性があります。  
個別の税務等の詳細については税務署や税理士等、専門家にご確認ください。



お申し込みの前に、下記の事項をご確認ください。

- 1 お申し込みの撤回(クーリング・オフ)はできません。
- 2 契約初期費用として一時払保険料の3%が控除されたうえで運用が開始されます。ただし、ご契約日から10日以内に解約書類をマニユライフ生命が受け付けた場合は、積立金額に契約初期費用を加えた金額をお支払いします。
- 3 受取総額が最低保証されるためには、特別勘定年金をご選択いただくことに加え、毎年のお受け取りを引出保証年額(原則として一時払保険料の5%)以内とさせていただくこと等が必要です。以下の場合、ご契約時の受取総額の最低保証がなくなります(変更されます)のでご注意ください。
  - 一部解約(引出保証年額を超えるお受け取りもしくは、年12回を超えるお受け取り)時の積立金額が基準引出金額を下回っている場合
  - 一般勘定年金(確定年金、保証期間付終身年金等)の年金受取方法を選択した場合( P14 )
  - 運用期間中に定額の年金保険に変更した場合( P15 )
  - 契約を解約(全額の解約)した場合
  - ボーナスプランをご選択いただいた場合で、ご契約日から5年以内に一部解約した場合

- 4 「投資型年金保険マニユネクスト」は、マニユライフ生命を引受保険会社とする生命保険商品です。株式会社東京スター銀行はマニユライフ生命の募集代理店であり、保険の引受は行っておりません。また、株式会社東京スター銀行は、マニユライフ生命の支払能力を保証するものではありません。

### 重要なご確認事項(特別勘定について)

変額個人年金保険(引出保証型)では、資産運用の実績が積立金額、解約返戻金額、死亡給付金額等の変動につながるため、他の保険種類の資産とは区別して資産の管理・運用を行う必要があります。そのため、マニユライフ生命は特別勘定を設けるとともに、特別勘定の資産を他の資産とは独立した体制と方針に基づいて運用します。

変額個人年金保険(引出保証型)の資産は、特別勘定の運用において主に有価証券で運用され、運用実績が積立金額、解約返戻金額、死亡給付金額、年金額等に反映されます。その有価証券の価格や為替の変動等に伴うリスクは、ご契約者さまに帰属します。

## アフターサービスについて

### 郵送で... ▶運用レポート

各種レポートをご契約者へ郵送します。

	レポート名	内容
年4回 3月、6月 9月、12月末 の情報	四半期運用実績のお知らせ	ご契約内容、ご契約の現況等
	クォーターリーパフォーマンスレポート(四半期運用報告)	経済・市場概況および各特別勘定ごとの運用概況、組入銘柄等
年1回 3月末の情報	マニユネクスト(特別勘定)決算のお知らせ	特別勘定の資産の内訳および運用実績等

### Webで... ▶ホームページ

<http://www.manulife.co.jp>  
当商品の内容やユニットパフォーマンスレポート(四半期運用報告)はホームページでも随時ご確認ください。

### 電話で... ▶マニユライフ生命の変額年金カスタマーセンター

0120-925-008 月～金曜日 9時～17時までお問い合わせいただけます。  
(祝日および12月30日～1月3日は休業とさせていただきます)

#### 各種お問い合わせ

ご自身のご契約内容や各特別勘定のユニットプライスの状況等のご質問、お問い合わせを受け付けております。

#### 各種お手続きに関する書類請求

下記のお手続きの際には、変額年金カスタマーセンターまで必要書類をご請求ください。

#### お手続き内容

スイッチング(積立金移転)	住所変更	年金の請求
死亡給付金の請求	契約内容変更	解約・一部解約
改姓・改名	特約の付加	保険証券再発行 等